令和７年度決算特別委員会資料　　資料請求番号４６

上下水道部上下水道課

包括的民間委託ウォーターＰＰＰ3.5の契約にかかわる
書類一式

次のとおり提出します。

城陽市水道事業及び下水道事業
における包括的民間委託事業
契約書

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業契約書

１	契約の目的	城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業
２	業務の内容	「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業要求水準書」のとおり
３	契約期間	令和８年４月１日から令和１８年３月３１日まで
４	契約金額	金　４，１８０，０００，０００円 （内取引きに係る消費税及び地方消費税 金　３８０，０００，０００円）
５	契約保証金	城陽市公営企業契約規程（昭和５２年城陽市水道事業管理規程第６号、その後の改正を含む。）第２６条第８号の規定に基づき免除する。

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業（以下「本事業」という。）について、城陽市公営企業（以下「甲」という。）と、みずパートナーＪＯＹＯ共同企業体（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年９月３０日

（2025 年）

発注者（甲）

京都府城陽市平川広田６７番地
城陽市上下水道部
公営企業管理者職務代理者
上下水道部長　竹内 章二　　㊞

受注者（乙）

みずパートナーＪＯＹＯ共同企業体

共同企業体代表者

大阪府箕面市船場東三丁目４番１７号 箕面千里ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店
支店長　久我 幸路　　㊞

代表企業
［所在地］大阪府箕面市船場東三丁目４番１７号 箕面千里ビル
［商　号］ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店
［代表者］支店長　久我 幸路

構成企業
［所在地］大阪府箕面市船場東三丁目４番１７号 箕面千里ビル
［商　号］フジ地中情報株式会社 大阪支店
［代表者］支店長　切刀 義教

［所在地］大阪市北区同心一丁目７番１４号
［商　号］日本メンテナスエンジニヤリング株式会社
［代表者］取締役 営業部長　塩田 真輔

［所在地］大阪市北区芝田二丁目４番２４号
［商　号］西日本旅客鉄道株式会社
［代表者］専務執行役員 デジタルソリューション本部
ビジネスデザイン部長　藏原 潮

［所在地］京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町５５２
明治安田生命京都ビル
［商　号］アジア航測株式会社 京都支店
［代表者］支店長　渡邊 広幸

目　　次

第１章　総則 ・・・

第２８条　実施状況の確認と評価・・８
第２９条　改善通告・・・８
第３０条　改善計画書の変更・・９
第５節 委託費の支払い・・・９
第３１条　委託費の額・・・９
第３２条　委託費の支払方法・・９
第３３条　物価等の変動に伴う委託費の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第６節　停止及び減額・・９
第３４条　委託費の支払停止・・９
第３５条　統括責任者等の交代請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第３６条　委託費の減額等・・１０
第７節　緊急時の対応・・・１０
第３７条　緊急時対応計画・・・１０
第３８条　緊急時等の指揮系統及び費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第３９条　水質異常時の対応・・・１１
第４０条　異常水量等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第４１条　協働の措置・・・１１
第４２条　臨機の措置・・・１１

第３章　契約の終了・・・１１
第１節　契約の解除・・１１
第４３条　乙の債務不履行等による契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第４４条　甲の債務不履行による契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第４５条　法令変更による契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第４６条　不可抗力による契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第４７条　暴力団等排除に係る契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第４８条　談合その他不正行為による契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第２節　契約終了時の対応・・・１４
第４９条　契約終了時の対象施設等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第５０条　業務引継ぎ・・・１４
第５１条　終了手続の費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第５２条　契約終了時の契約不適合責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第５３条　改良施設の撤去等・・１４
第５４条　清算金・・１４
第４章　リスク負担・・・１５
第１節　一般的事項・・１５

第５５条　基本的考え方 ・・・

第１章　総則

（定義）

第１条　本契約において使用する用語の定義は、別紙１の定義集に定めるところによる。

（目的）

第２条　本契約は、甲と乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第３条　乙は、本事業が、城陽市水道事業及び城陽市公共下水道事業の安定的かつ効率的な運用を目的とすること並びに公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

２　甲は、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用し、民間企業の自主性と創意工夫を尊重するものとする。

（包括的民間委託）

第４条　甲は、乙に対して対象業務の実施を包括的に委託し、乙は、これを受託する。

２　乙は、対象業務を、本契約、公募書類及び提案書類に従い、適正かつ確実に実施する。

３　乙は、本契約、公募書類及び提案書類による要求水準を満たし、対象業務の実施に必要な能力・資質・経験を有する人員を配置して、対象業務の実施に必要な装備を整える。

４　甲は、本契約、公募書類及び提案書類の定めるところにより、乙による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要な措置をとる。

（規定の適用関係）

第５条　本契約、公募書類及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、要求水準書に関連する質問回答、募集要項に関連する質問回答、要求水準書、募集要項、提案書類の順に優先して適用されるものとする。

２　前項の規定に関わらず、提案書類と提案書類に優先する前項記載の書類等との間に齟齬がある場合で、提案書類に記載された性能又は水準が提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする。

３　同一順位の書類の間に齟齬がある場合、甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１０日以内に、その結果を乙に通知する。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

（事業の留意点）

第６条　乙は、城陽市水道事業給水条例（昭和３９年城陽市条例第３３号、その後の改正を含む。）及び城陽市公共下水道条例（平成元年城陽市条例第７号、その後の改正を含む。）その他関係法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、対象業務を実施しなければならない。

２　遵守すべき主な関係法令は、次のとおり（その後の改正を含む。）。

水道法（昭和３２年法律第１７７号）

下水道法（昭和３３年法律第７９号）

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）

河川法（昭和３９年法律第１６７号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）

道路法（昭和２７年法律第１８０号）

水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）

労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）

計量法（平成４年法律第５１号）

毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）

ただし、法令以外の基準、規定、規格、仕様、マニュアル等の内容については、必要に応じ甲と乙において協議を行う。

（書面主義）

第７条　甲及び乙は、本契約に定める指示、請求、通知、報告、承諾、承認、同意、確認、協議、合意及び解除(以下「指示等」という。)は、特段の定めがあるものを除き、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、１４日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、その内容が軽徴なものについては、口頭で行うことができる。

４　本契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、甲又は乙が当該協議の内容を書面に記録し、双方で確認を行うものとする。

第２章 事業の実施

第１節 総則

（統括責任者及び部門長）

第８条　乙は、統括責任者を定め、書面により甲に報告するとともに、本事業の指揮監督にあたらせなければならない。

２　乙は、料金関連業務及び上下水道関連業務それぞれに指示・監督が行える部門長を定め、書面により甲に報告するとともに、統括責任者の下で指揮監督にあたらせなければならない。

３　乙は、前２項について変更があるときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（従業員）

第９条　乙は、本事業に従事させる者の職及び氏名を甲に書面で通知しなければならない。

２　乙は、前項について変更があるときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（事業用電気工作物の維持）

第１０条　乙は、甲から対象業務の実施を受託するにあたり、みなし設置者として管理する自家用電気工作物について電気事業法第３９条第１項の義務を負うものとする。

２　みなし設置者たる乙と設置者たる甲の電気事業法及びその関連法規上の権限、義務及び責任の基本的な区分は、次のとおりとする。

(1) みなし設置者たる乙の権限、義務及び責任の範囲

電気事業法第３９条第１項の維持義務（みなし設置者の責任範囲内に限る。）

同法第４２条に基づく保安規程の届出

同法第４３条に基づく電気主任技術者の選任又は同法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号、その後の改正を含む。）第５２条第２項に規定する委託契約の締結

同法第１０６条に基づく報告の徴収に対する報告その他の対応（設置者たる甲と協力して行う。）

同法第１０７条に基づく立入検査等の受入れ（みなし設置者の責任範囲内に限る。）

電気関係報告規則（昭和４０年通商産業省令第５４号、その後の改正を含む。）第３条に基づく事故報告（みなし設置者の責任範囲内での事故に限る。）

(2) 設置者たる甲の権限、義務及び責任の範囲

電気事業法第３９条第１項の維持義務（みなし設置者の責任範囲外に限る。）

同法第４２条に基づく保安規程の策定

同法第４８条に基づく工事計画の届出

同法第５１条に基づく使用前安全管理検査

同法第１０６条に基づく報告の徴収に対する報告その他の対応（みなし設置者たる乙と協力して行う。）

同法第１０７条に基づく立入検査等の受入れ（みなし設置者の責任範囲外に限る。）

電気関係報告規則第３条に基づく事故報告（みなし設置者の責任範囲外に限る。）

同規則第５条に基づく発電所出力変更等の報告

（監督職員）

第１１条　甲は、乙との連絡・協議にあたらせるため、監督職員を置かなければならない。

２　甲は、前項により監督職員を置いたときは、その者の職及び氏名を速やかに乙に書面で通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

３　監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 本契約の内容に関する確認の申出又は質問に対する回答

(2) 本契約の履行に関する統括責任者との協議

（対象施設等の機能の確認及び使用）

第１２条　甲及び乙は、契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までの間において、対象施設及び対象設備（以下「対象施設等」という。）の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いの上、確認するものとする。なお、対象施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

２　前項による確認の結果、対象施設等に契約不適合（対象施設等に「瑕疵」が あることをいう。以下、本契約において同じ。）があるときは、乙は甲に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

３　乙は、前項に係わらず、契約開始日から契約不適合責任期間（契約不適合に責任がある期間をいい、当該日より１年間を契約不適合責任期間という。以下、本契約において同じ。）に、対象施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができる。

（貸与品等）

第１３条　乙による対象業務の実施に際し、甲が無償で乙に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）は、要求水準書添付資料２に定めるところによる。

２　乙は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から１４日以内に、甲に借用書を提出しなければならない。

３　乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　乙は、本契約の定めるところにより本契約が終了した場合、全ての貸与品等を速やかに甲に返還しなければならない。

５　乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還しなければならない。ただし、経年劣化等の理由その他乙の責に帰さない事由による場合はこの限りではなく、原則として、甲が代品を調達する。

（燃料及び消耗品等の調達）

第１４条　乙は、契約期間中、自己の責任と費用により、対象業務の実施に必要となる車両燃料及び特Ａ重油を調達する。

２　乙は、貸与品等を除き、契約期間中、自己の責任と費用により、対象業務の実施に必要となる消耗品、資機材、事務備品その他の物品を調達する。

（再委託）

第１５条　乙は、本契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、乙の構成員に委任、又は請け負わせる場合についてはこの限りではない。

２　乙は、業務の一部（主たる部分を除く）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称並びに住所及び再委託を行う業務の範囲並びに再委託の必要性等について記載した書面を提出し、甲は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、甲が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。

(1) 再委託を行う合理的理由

(2) 再委託先の再委託される業務を履行する能力等

３　前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、乙は変更の届けを提出し、甲による審査及び承認を受けるものとする。

４　乙は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、甲に対し責任を負うものとする。

第２節 業務計画

（業務計画書）

第１６条　乙は、本業務を実施するにあたり、各事業年度の業務計画書を対象業務毎に作成し、当該事業年度が開始する３０日前（契約金額の内訳を年度間で振り替えて作成する業務計画書にあっては、当該事業年度の前年度１１月３０日）までに甲に提出し、その承認を得なければならない。業務計画書の記載事項については、甲との協議の上、定めるものとする。

２　乙は、本契約、公募書類、提案書類及び業務計画書に従って本業務を実施しなければならない。

３　乙は、業務計画書につき甲の承認を得た後であっても、本契約、公募書類及び提案書類に規定された要求水準を満たすために必要な又は望ましい場合には、業務計画書の変更を行うことができる。乙が業務計画書を変更する場合、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（業務改善提案）

第１７条　乙は、本事業に関する業務について、業務の水準を低下させることなく、要求水準書又は提案書類（以下「要求水準書等」という。）で示す手法より効果的かつ効率的な業務手法を甲に提案することができる。

２　乙が、前項に基づく提案を行う場合には、任意の様式により改善提案書を作成し甲に提出することとする。

３　甲は、乙から改善提案書を受領した後に、提案の内容について必要に応じて乙からヒアリングを実施することができる。

４　甲は、前各項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できる可能性があると判断した場合、一定の試用期間を設定し、その効果測定を実施する。

５　甲は、前項に基づく効果測定の結果、当該変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。

６　前項において、当該変更を行う場合、要求水準書等の変更を行う。

７　第５項において、当該変更を行う場合、乙は業務計画書の変更を行い、甲の承認を得なければならない。

（要求水準書等の変更等）

第１８条　甲は、自ら又は前条による乙の提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書等の変更の検討を指示することができるものとし、乙は当該指示後３０日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

２　甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書等を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。

３　法令の変更により、要求水準書等の内容を変更する必要が生じたときは、第５９条の定めに従うものとする。

（要求水準書等の変更に伴う措置）

第１９条　前条第２項により要求水準書等を変更したとき、当該変更により乙に生じた増加費用は甲が負担する。ただし、増加費用は甲乙協議において定めるものとする。

２　前条第２項により要求水準書等を変更したことで、乙が負担する費用の減少が生じたとき、甲は委託費を減額することができる。

３　前条第３項の規定により、乙に増加費用又は損害が生じた場合の措置は、別紙４の定めに従うものとする。

（プロフィットシェア）

第２０条　前条第２項における乙の委託費の減額については、甲と乙が協議して定めるものとする。

第３節 業務の実施

（業務の適正履行）

第２１条　乙は、本契約の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

（施設更新等の要請）

第２２条　対象施設の機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは対象施設の修繕により、対象施設の機能を維持しようとすることが著しく非合理的であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨を報告し、施設の更新・改築を要請することができる。

２　前項の要請があったときは、甲は速やかに対象施設の現況を調査して、更新・改築の是非を判断し、その内容を乙に通知するものとする。

３　第１項の要請があったにもかかわらず、甲が必要な施設の更新・改築を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を負担する。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて、乙に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、乙に求償することができる。

（施設改良等）

第２３条　本業務を効果的かつ効率的に実施するため、乙は甲の承諾を得て、乙の責任と費用により、対象施設の一部について、必要な変更、改良、又は設備の設置を行うことができる。

２　前項の設備を設置するときは、乙は、必要最小限の範囲で対象施設に変更を加えることができる。この場合において、乙は当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

３　第１項において、乙が対象施設に設置した設備の所有権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上で、甲がその所有権を有することを認めた場合はこの限りではない。

（業務の一時中止）

第２４条　甲は、必要と認めた場合には、乙に対して中止の内容及び理由を通知して、全部又は一部の業務の実施を一時中止させることができる。

２　甲は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は委託費を変更する。

（水質の確保）

第２５条　乙は、要求水準書に基づき適正な浄水施設の運転管理を行うことにより、供給する水道水の安全を確保しなければならない。

（収入金の分別管理及び引渡し）

第２６条　乙は、本事業に関して、甲の収入金の収納業務を実施することにより受領した金銭を、固有の財産と分別して管理するものとし、収納した全ての収入金は、１日毎に集計の後、受領日の翌開庁日に甲の指定する銀行口座に収入金相当額を振り込むものとする。

２　前項において乙は、銀行口座に振り込み後、甲が別途指定する様式により収入金の内訳書を作成し、甲へ速やかに提出しなければならない。

第４節 モニタリング

（業務の報告）

第２７条　乙は、毎日、日次業務報告書を作成し、翌開庁日の午前１０時までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、毎月、月次業務報告書を作成し、当該月の翌月１０日までに甲に提出しなければならない。

３　乙は、各事業年度に年次業務報告書を作成し、原則、当該年度の翌月末までに、甲に提出しなければならない。

（実施状況の確認と評価）

第２８条　甲は、契約期間中、要求水準書添付資料１及び提案書類に基づき対象業務の実施状況の確認と評価を行う。

２　甲は、前項に基づく実施状況の確認と評価の結果を、乙に事前通知のうえ、公表することができる。

（改善通告）

第２９条　前条による実施状況の確認と評価の結果、要求水準書に定める要求水準の未達が判明した場合、甲は、乙に対して要求水準の未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

２　乙は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から１０日以内に、改善方法及び期日等の改善内容を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、第２７条第２項の月次業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

３　甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

（改善計画書の変更）

第３０条　前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達の是正がなされなかったときは、甲は乙に対して、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。

２　前条第２項及び第３項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

第５節 委託費の支払い

（委託費の額）

第３１条　甲は、乙による対象業務の実施の対価として、別紙２に定める額の委託費を乙に支払うものとする。

２　乙は、甲が乙に対し委託業務の内容変更を求めたことにより追加費用の発生が見込まれる場合、甲乙協議の上、委託費の増額を求めることができる。

（委託費の支払方法）

第３２条　委託費の支払いは、別紙２に定める支払方法及び手続により支払うものとする。乙は、第２７条に示す月次業務報告書を甲に提出し、甲による検査が完了したときには、四半期ごとに委託費の支払いを請求することができる。

２　甲は、乙の適法な請求を受けた日から３０日以内に委託費を支払わなければならない。

３　甲は、委託費の支払いが遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号、その後の改正を含む。）第８条第１項に定める割合による遅延損害金を支払うものとする。

（物価等の変動に伴う委託費の変更）

第３３条　別紙２に定める指数に変動があった場合には、別紙２に基づいて改定を行うものとする。

２　予期することができない特別の事情により、本契約書に定める委託費が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、委託費の変更を協議することとする。

第６節 停止及び減額

（委託費の支払停止）

第３４条　第３０条に基づき、変更し又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は乙に対し、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託費の支払いを停止することができる。

２　前項の支払停止を行う場合には、甲は、乙に対し、弁明の機会を与えなければならない。

３　要求水準の未達が是正されたときは、甲は、第１項に基づき支払いを停止していた委託費を、すみやかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

（統括責任者等の交代請求）

第３５条　前条に定める委託費の支払停止のほか、再度の改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときには、甲は乙に対し、統括責任者、その他の関係者の交代を請求することができる。

２　乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から１０日以内に甲に報告しなければならない。

（委託費の減額等）

第３６条　甲は、本契約に基づいて乙が行う本事業について、定量的項目において要求水準を満たしていない場合は、次期四半期に支払う委託費を減額することができる。ただし、要求水準を満たしたと認めた場合、その月からあとの支払いの減額はしない。端数は千円未満を切り捨てる。

(1) 要求水準に到達しなかった期間が３か月以上続いたとき、次期四半期に支払う委託費の１０パーセント

(2) 要求水準に到達しなかった期間が６か月以上続いたとき、次期四半期に支払う委託費の２０パーセント

２　前項の委託費の減額は、甲が乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、乙は、その債務不履行により甲に損害を生じさせた場合、当該損害を合理的な範囲内で賠償しなければならない。

第７節 緊急時の対応

（緊急時対応計画）

第３７条　乙は、契約締結日の翌日から契約開始日の３０日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、感染拡大、その他の緊急事態が発生した場合における乙の対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を本契約、公募書類、乙の提案等に基づき策定し、甲と協議の上、契約開始日前までに甲の承諾を得なければならない。

２　乙は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。

３　乙は、前項の改訂を行ったときは、速やかに甲に届出て、その承諾を得るものとする。

（緊急時等の指揮系統及び費用負担）

第３８条　甲は、緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、甲の上下水道事業のために、甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに統括責任者を通じて乙にその旨通知するもの

とする。

２　乙が前項の通知を受けたときは、統括責任者は甲の直接の指揮監督に服し、乙及びその委託先は、統括責任者を通じ、甲の指示に従わなければならない。

３　甲は、前項の規定により統括責任者並びに乙及びその委託先が甲の指示に従ったことにより乙に生じる費用を、合理的な範囲で負担する。

（水質異常時の対応）

第３９条　不可抗力その他、乙の責めによらず、水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、乙は、直ちに書面または口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

２　甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設の一部又は全部を停止すること（以下「運転停止」という。）を指示することができる。

３　前項の運転停止により、第三者に損害が生じたときは、甲は、これを賠償する一切の責めを負う。

（異常水量等への対応）

第４０条　不可抗力その他、乙の責めによらず、水道施設の配水圧力及び配水量が急激に変動したとき、乙は、直ちに書面または口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

２　甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設の運転停止又はその他の措置を指示することができる。

３　前項の甲の指示による運転停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、甲は、これを賠償する一切の責めを負う。

（協働の措置）

第４１条　前２条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務を負うものとする。

２　前項の乙の協力が本業務の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（臨機の措置）

第４２条　乙は、必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

２　前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に報告しなければならない。

第３章 契約の終了

第１節 契約の解除

（乙の債務不履行等による契約の解除）

第４３条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

(1) 甲が乙に対して、第３４条第１項の規定に基づき、委託費の支払い停止措置を講じた後、甲が指定した相当期間経過後の日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないとき。

(2) 前号に規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 乙（乙が共同企業体（以下「ＪＶ」という。）の場合は構成員のいずれか）が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続又はこれらに類似した手続のいずれかについて、取締役会でその申立等を決議したとき又は第三者によってその申立がなされたとき。ただし、乙がＪＶのときは、乙は、本契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、甲と協議することができる。

(4) 乙が、本契約の履行に関し重大な義務に違反したとき。

２　前項の規定により契約が終了する場合は、乙は、甲の請求に基づき、甲の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約の残り期間に応じた契約金額の１０分の１とする。

（甲の債務不履行による契約の解除）

第４４条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

(1) 甲が、本契約に基づいて履行すべき委託費の支払いについて、別紙２に定める支払期限を経過してから６０日を過ぎても委託費を支払わないとき。

(2) 甲が、本契約の履行に関し重大な義務違反をし、かつ、そのことを乙が甲に対し通知した後、３０日を経過しても当該違反を是正しないとき。

２　前項の規定により契約が終了する場合は、甲は、乙の請求に基づき、乙の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約の残り期間に応じた契約金額の１０分の１とする。

（法令変更による契約の解除）

第４５条　契約期間において、第５９条第３項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項に基づき本契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、別紙４に従う。

（不可抗力による契約の解除）

第４６条　契約期間において、第６１条第３項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項に基づき本契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、合理的な範囲で甲が負担する。

（暴力団等排除に係る契約の解除）

第４７条　甲は、乙（ＪＶの場合は、その構成員のいずれか）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次の各号のいずれか掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1)　暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2)　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(3)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(4)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

２　前項の規定により契約が終了する場合は、乙は、甲の請求に基づき、甲の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約の残り期間に応じた契約金額の１０分の１とする。

（談合その他不正行為による契約の解除）

第４８条　本事業に関して、乙（ＪＶの場合は、その構成員のいずれか）が上下水道事業において次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第７条第１項又は第２項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第７条の２第１項の規定による命令）が確定したとき。

(2)　乙を構成員とする事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第８条の２第１項の規定による命令若しくは同条第２項において準用する同法第７条第２項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第８条の３において準用する同法第７条の２第１項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。））が確定したとき。

(3) 乙又はこれらの者の役員若しくは使用人に関して刑法（明治４０年法律第４５号、その後の改正を含む。）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

第２節 契約終了時の対応

（契約終了時の対象施設等の確認）

第４９条　本契約が終了するときは、甲及び乙の双方が立会いの上、対象施設等について、第１２条第１項に基づき確認した対象施設等の内容と相違がないことを確認する。

２　前項の確認の結果、第１２条第１項に基づき確認した対象施設等の内容と相違があるときは、甲は、乙の責任と費用による修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その相違が経年劣化による場合、契約不適合が軽微な場合、または甲の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。

３　本契約が終了した場合、その終了事由のいかんにかかわらず、乙は、速やかに、甲に対し、城陽市上下水道事業を実施するために必要な資料を引き渡さなければならない。

（業務引継ぎ）

第５０条　本契約の終了に伴い、甲が指定する者に対象業務の全部又は一部を委託する場合には、乙は、甲の指示に従い、当該甲が指定する者に対して必要な引継ぎを行わなければならない。

（終了手続の費用負担）

第５１条　本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する甲及び乙に生ずる諸費用については、本契約に別段の定めがある場合を除き、各自これを負担する。

（契約終了時の契約不適合責任）

第５２条　甲は、本契約終了の日から１年経過までの間に、乙による対象業務の実施に起因して対象施設等に契約不適合が発生した場合、甲は、乙に対して当該契約不適合の修補を請求することができる。

２　乙は、本契約締結から契約開始までの間に、乙（ＪＶの場合は、その代表企業）をして、前項に基づく乙の契約不適合責任につき連帯保証する旨の保証書を甲に差し入れさせるものとする。

（改良施設の撤去等）

第５３条　本契約が終了したときは、乙は乙の責任と費用により、速やかに第２３条第１項に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲と乙が協議し、そのうえで甲が乙に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

（清算金）

第５４条　第４３条又は第４４条により契約が解除されたとき、又は乙が設置した設備の譲渡を甲が要求した場合においては、甲は乙に対して清算金を支払うものとする。

第４章 リスク負担

第１節 一般的事項

（基本的考え方）

第５５条　甲と乙のリスク負担の基本的な考え方は、募集要項別紙１のとおりとする。

（原水の確保）

第５６条　水道水を安定的に供給するための原水の確保は、甲が、自己の責任において、実施しなければならない。

（所有権）

第５７条　本業務の実施によって乙が甲に提出した一切の文書、帳簿、書類、甲から貸与されている電算機内のデータ等及び対象施設等（第２３条第１項に該当する設備を除く）の所有権は、甲に属する。ただし、乙の知的財産権、著作権その他のノウハウが含まれる書面等はこの限りではない。

（保険）

第５８条　乙は、契約期間中、自己の費用により、必要な保険を付保するものとする。

２　乙は、前項に基づき加入する保険の保険証書の写しを甲に提出する。

第２節 法令変更

（法令変更に伴う通知及び協議）

第５９条　本契約締結日以降に法令が変更されたことにより、本契約に従って対象業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施の為に追加費用が発生するとき、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

２　甲及び乙は、前項の通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

３　甲は、第１項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに本契約の変更及び追加費用の負担等について、乙と協議しなければならない。

（法令変更に伴う増加費用又は損害の負担）

第６０条　法令変更により、乙に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙４に従う。

第３節 不可抗力

（不可抗力に伴う通知）

第６１条　乙は、不可抗力により、本契約に従って対象業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は実施の為に追加費用が発生するときは、そ

の内容の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

２　前項の場合において、甲及び乙は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順にしたがい、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

３　甲は、第１項の通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約の変更及び追加費用の負担等について、乙と協議しなければならない。

（不可抗力に伴う増加費用又は損害の負担）

第６２条　前条第３項の規定により追加費用又は損害の状況が確認された場合、当該追加費用又は損害については、合理的な範囲で甲が負担する。

第５章　雑則

（秘密の保持と情報の開示）

第６３条　甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前承諾がある場合及び甲又は乙が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

２　乙は、本業務に係る個人情報の取扱に関しては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令及び別紙３を遵守しなければならない。

３　第１項の定めは、契約期間満了後又は本契約終了後も存続する。

４　乙若しくは乙が秘密情報の取扱いを委託した第三者が本条の義務に違反したこと、又は、乙若しくは当該第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、甲が損害を被った場合、乙は甲に対しその損害を賠償するとともに、甲が必要と考える措置をとらなければならない。

（契約の変更）

第６４条　本契約は、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行うことができる。

（契約の譲渡等）

第６５条　乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りではない。

（著作権等）

第６６条　乙は、乙が本業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（甲から許諾されたものを除く。）を自らの責任で取得するものとする。ただし、甲が当該実施権等を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に要した合理的な費用を負担しなければならない。

2　乙は、乙の委託費が、前項の特許権等の実施権又は使用権取得の対価並びに本契約に基づいて、乙が作成する成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3　本契約に基づき甲が乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、甲に留保されるものとする。

4　甲は、本契約に基づき乙が作成する成果物について、甲の内部においては、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約終了後も存続するものとする。

5　本契約に基づき乙が作成する成果物のうち著作者の権利の帰属は、著作権法（昭和４５年法律第４８号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。

6　乙は、本契約有効期間中及び本契約終了後においても、本契約に基づき乙が作成する成果物を次の各号に掲げるところにより甲が利用できるようにしなければならない。ただし、乙の競争力に係る営業上又は技術上の機密情報が含まれると乙が指定した成果物に対しては、甲は、各号の利用にあたって、乙と事前に協議の上行うものとする。なお、乙は、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部又は一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し又は甲が認めた公的機関から公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 本契約に基づき乙が作成する成果物（その複製物も含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 対象施設の増築、改築及び修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果品について複製、領布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 甲及び乙協議の上、対象施設の運営等の観点から問題ないと判断される範囲において、対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様代えにより改変し、又は取り壊すこと。

7　乙は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 本契約に基づいて乙が作成する成果物を公表すること。

(2) 本契約に基づいて乙が作成する成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡の禁止）

第６７条　乙は、自ら又は著作権者をして、本契約に基づき乙が作成する成果物に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、継承し、又は譲渡させてはならない。

（著作権の侵害の防止）

第６８条　乙は、本契約に基づき乙が作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害するも

のでないことを甲に対して保証する。

２　乙は、本契約に基づき乙が作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、若しくは必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を合理的な範囲内で負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（公租公課）

第６９条　本契約に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託費に付される消費税及び地方消費税を支払うことを除き、本事業に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

２　本契約締結時点で甲及び乙に予測不可能であった新たな公租公課の負担が乙に発生した場合、その負担については、募集要項別紙１に従う。

（賠償金等）

第７０条　乙の責めに帰すべき事由により、乙が業務の履行を著しく遅延したと甲が認めた場合は、乙は、履行を遅延した業務（以下「履行遅延業務」という。）を履行すべき日から履行遅延業務を現に履行した日（当該日を除く）までの期間について、履行遅延業務の対価相当額につき、年２．５パーセント（ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」の一部の改正により変更される。）の割合で計算した額を、遅延日数に応じて日割り計算（１年を３６５日とする。）により、違約金として甲に支払うものとする。当該履行の遅延により甲が当該違約金を超える損害を被ったときは、乙は、当該超過部分を遅延損害金として支払わなければならない。

２　甲の責めに帰すべき事由により、甲が委託費の支払を遅延し、乙からの請求があった場合、甲は乙に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

３　乙が、本契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わない場合、甲は賠償金等の額に、賠償金等の額につき甲の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日（当該日を除く。）までの日数に応じ第１項の規定を準用して計算した遅延利息を加えた額を徴収する。

４　委託費が未払の場合にあっては、賠償金等及び当該委託費の支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を、甲が支払うべき委託費から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、甲は別途徴収する。

（暴力団からの不当介入の排除）

第７１条　乙は、本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　乙は、暴力団又は暴力団員からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　乙は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（使用言語等）

第７２条　本契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

(1) 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

(2) 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(3) 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法の定めるところによる。

(4) 本契約における期間の定めについては、特に定めがある場合を除き民法（明治２９年法律第８９号、その後の改正を含む。）及び商法（明治３２年法律第４８号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。

(5) 本契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とする。

（準拠法）

第７３条　本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（紛争の解決）

第７４条　本契約の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他本契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲と乙とが折半し、その他のものは甲と乙とがそれぞれが負担する。

２　甲又は乙は、第１項で規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の甲と乙との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号、その後の改正を含む。）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号、その後の改正を含む。）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（管轄裁判所）

第７５条　本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、京都地方裁判所を第１審の専属管轄裁判所とするとともに、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

（業者調査への協力）

第７６条　甲が、本契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本

契約の終了後も、終了日の属する事業年度から２事業年度の間は、同様とする。

３　甲は、本契約締結後速やかに、乙（ＪＶの場合は、その代表企業）をして、前項に基づく乙の協力義務につき連帯保証する旨の保証書を甲に差し入れさせるものとする。

（本契約の構成書類）

第７７条　甲と乙は、本事業につき、本契約とともに、公募書類及び提案書類は、すべて本契約の契約内容を構成することを確認する。

（契約の費用）

第７８条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（協議事項等）

第７９条　本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定するものとする。

別紙１

定義集

本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとし、本契約において別段の定めのない用語は、要求水準書に定める意味を有する。

１．「対象業務」とは、本別紙別表において規定されたものをいう。
２．「公募書類」とは、募集要項、要求水準書及びそれに関連する質問回答等（その後の変更を含む。）の一切の書類をいう。
３．「提案書類」とは、乙が本事業の公募手続において甲に提出した提案書類、甲からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の書類をいう。
４．「要求水準書」とは、本事業の公募手続において、甲が令和６年１１月８日付で公表した城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。
５．「募集要項」とは、本事業の公募手続において甲が令和６年１１月８日付で公表した城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業募集要項（それに関連する質問回答等による修正、追加等を含む。）をいう。
６．「みなし設置者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（経済産業省２０１３０１０７商局第２号）に定義されるみなし設置者をいう。
７．「設置者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）に定義される設置者をいう。
８．「対象施設」とは、要求水準書添付資料２において規定された施設をいう。
９．「対象設備」とは、要求水準書添付資料２において規定された機器をいう。
１０．「構成員」とはＪＶの代表企業、及び構成企業をいう。
１１．「事業年度」とは、各暦年の４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終了する１年間をいう。
１２．「開庁日」とは土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く日をいう。
１３．「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、疫病・感染症の流行、その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動、テロ行為、サイバー攻撃、戦争、その他の人為的な現象（ただし、要求水準書に基準が規定されているときは、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の予見可能な範囲外のもの又は回避不能のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。
１４．「契約不適合が軽微」とは、修補にかかる１件当たりの費用が１０万円未満のものをいう。

別表 対象業務

対象業務は要求水準書に規定する次の業務とする。

１．水道施設関連業務
　(1) 水量管理業務
　(2) 浄水施設等運転管理業務
　(3) 浄水施設等維持管理業務
２．下水道施設関連業務
　(1) 下水道施設維持管理業務
３．運営業務
　(1) 受付業務（窓口・電話・電子メール・市ホームページ等）
　(2) 開閉栓業務
　(3) 市収入金の収納業務
　(4) 検針業務
　(5) 未納対応業務
　(6) 停水対応業務
　(7) 検満・故障量水器取替業務
　(8) 量水器管理業務
　(9) 給水装置業務
　(10) 排水設備業務
　(11) 上下水道施設の埋設管調査対応業務
４．時間外受付業務
　(1) 時間外受付業務
５．水道施設整備実施計画更新原案作成業務
　(1) 水道施設整備実施計画更新原案作成業務
６．下水道施設更新計画原案作成業務
　(1) 下水道施設更新計画原案作成業務
７．危機管理業務
　(1) 危機管理業務
８．その他業務
　(1) 広報広聴協力業務
　(2) 研修業務
　(3) 立入検査協力対応業務
　(4) 城陽市上下水道事業標準業務フローの修正業務
　(5) 事業終了時の引継ぎ業務

別紙２

委託費の額及び支払方法

１．契約期間中の委託費の構成

契約期間中の委託費は、以下の各費目で構成する。

(1) 人件費

(2) 物件費（物価スライドの対象とするもの）

ア　計画点検業務費（要求水準書第２章１－１(3)ウ関係）

イ　検満・故障量水器取替業務費（要求水準書第２章１－３(7)関係）

ウ　下水道施設更新計画原案作成業務費（要求水準書第２章１－６(1)関係）

エ　再委託業務費（ア～ウを除く）

(3) 物件費（個別精算の対象とするもの）

ア　薬品費（但し、単価については、市の承認を受けたものであること。）

イ　修繕費

(4) その他の物件費

２．契約期間中の委託費

委託費の毎年の額（以下「年額」という。）は、契約金額の内訳書における各事業年度の額とする。

ただし、計画点検業務費、検満・故障量水器取替業務費及び下水道施設更新計画原案作成業務費（１(2)ア～ウ関係）については、第１６条に基づき乙が作成する業務計画書において、乙は、契約金額の内訳を年度間で振り替えて作成することができるものとする。このとき、当該年度の年額は、当該業務計画書で甲の承認を受けた額とする。

(1) 人件費

(2) 物件費（物価スライドの対象とするもの）

ア　計画点検業務費、検満・故障量水器取替業務費及び下水道施設更新計画原案作成業務費（１(2)ア～ウ関係）

イ　再委託業務費（１(2)エ関係）

年額は、契約金額の内訳書における各事業年度の額とする。

(3) 物件費（個別精算の対象とするもの）

乙は、個別精算の対象となる業務の物件費について甲に提出し、実施状況の確認を受けたときには、確認を受けた金額について委託費の支払いを請求することができる。

なお、イ 修繕費の対象とするのは、特殊技能や特殊工具を必要とする修繕工事、あるいはその場で対応不可能なものとし、下記の費用については、イ 修繕費の対象とはしない。

ア　汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃

イ　取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ　ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め

エ　潤滑油、グリス、充填油等の補充

オ　接触部分、回転部分等への注油

カ　軽微な損傷がある部分の補修

キ　その他上記の各項に類する軽微な作業

ク　消耗品、整備用品、汎用の補修材料（ただし特殊部品あるいは甲の承諾を得たものは除く）

(4) その他の物件費

年額は、契約金額の内訳書における各事業年度の額とする。

３．物価変動に伴う委託費の変更

(1) 賃金水準の変動に伴う人件費の変更

ア　採用する指標

厚生労働省が公表する「毎月勤労統計調査」の結果確報のうち、「第１表　月間現金給与額＜事業所規模３０人以上＞一般労働者」の「きまって支給する給与」額を指標値とする。

イ　変動の判定

令和N年１月から令和N年１２月までの指標値の平均と、令和N―１年１月から令和N―１年１２月までの指標値の平均を比較し、変動が±１．０％（小数点第２位を切り捨てる。）以上と認められる場合、又は令和N年１月から令和N年１２月までの指標値の平均と、直近の改定に用いた指標値の平均を比較し、変動が±１．５％以上（小数点第２位を切り捨てる。）と認められる場合。

但し、初回の改定にあたっては、令和６年５月から１２月までの指標値の平均と、令和N年５月から令和N年１２月までの指標値の平均を比較し、変動が１．５％（小数点第２位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

ウ　精算時期及び改定方法

毎年度、提出された内訳書の人件費について、２月に公表される１２月分結果確報のうち、アの指標値の変動率の状況を確認、協議を行い、決定した額により、年度内に精算する。なお、１円未満の端数については切り捨てる。

(2) 物価変動に伴う物件費の変更

ア　対象となる物件費

対象となる物件費は１(2)ア～エ とする。

イ　採用する指標

日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数」のうち、企業向けサービス 価格指数（〔消費税を除く基本分類指数〕総平均）を指標値とする。

ウ　変動の判定

令和N年１月から令和N年１２月までの指標値の平均と、令和Ｎ－１年１月から令和Ｎ－１年１２月までの指標値の平均を比較し、変動が±１．０％（小数点第２位を切り捨てる。）以上と認められる場合、又は令和N年１月から令和N年１２月までの指標値の平均と、直近の改定に用いた指標値の平均を比較し、変動が±１．５％（小数点第２位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

但し、初回の改定にあたっては、令和６年１月から１２月までの指標値の平均と、令和N年１月から令和N年１２月までの指標値の平均を比較し、変動が１．５％（小数点第２位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

エ　精算時期及び改定方法

毎年度、提出された内訳書のア 対象となる物件費について、２月に公表される１月速報中のイの指標値の変動率の状況を確認、協議を行い、決定した額により、年度内に精算する。なお、１円未満の端数については切り捨てる。

４．委託費の支払い方法

乙は、甲に委託費を請求するときは、以下の費目ごとの内訳を当該請求書に記載するものとする。

(1) 人件費
(2) 物件費（物価スライドの対象とするもの）
(3) 物件費（個別精算の対象とするもの）
(4) その他の物件費

ただし、(3)　物件費（個別精算の対象とするもの）の対象となる委託費については、乙は、当該四半期中の実施状況を甲に提出し、確認を受けた金額について、委託料の支払いを請求することができる。

別紙３

個人情報保護に関する特記仕様書

本事業を履行するために乙が講ずるべき、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置は次のとおりであるので、本事業を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律第６６条第２項において準用する同条第１項の規定を遵守し、個人情報を保護しなければならない。

(1) 本事業に係る秘密を保持すること。
(2) 個人情報を厳重に管理すること。
(3) 個人情報を本事業を履行する目的以外に使用しないこと。
(4) 個人情報を第三者に提供しないこと（甲の承諾を受けた場合を除く)。
(5) 甲の承諾を受けることなく、本事業の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託しないこと。
(6) 甲の承諾を受けることなく、個人情報の複写又は複製をしないこと。
(7) 本事業の処理を完了したときは、個人情報（複写又は複製したものを含む。）を直ちに返還し、又は廃棄すること。
(8) 甲が必要と認めて本事業の処理状況又は個人情報の管理に関する調査を行うときは、これに応じること。
(9) 本事業の処理に関し事故が発生したときは、直ちに、甲に報告し、指示に従うこと。
(10) 自己の責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
(11) その他甲が必要と認めて指示する事項を遵守すること。

別紙４

法令変更による増加費用及び損害の負担

１　本契約に規定する法令変更に基づいて乙に増加費用及び損害が発生する場合の甲の費用負担の割合は以下のとおりとする。

(1) 甲の事業履行上で直接関係する法令変更の場合　１００％

(2) (1)以外の法令変更の場合　０％

２　本別紙において「本事業に直接影響を与える法令変更」とは、特に対象業務及び対象業務類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で乙の費用に影響があるものを意味し、原則として、城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年城陽市条例第１３号、その後の改正を含む。）及び本契約第６条第２項に主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、乙が本事業を実施するために委託先・調達先その他の第三者に支払う消費税・地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、甲が乙に支払う契約金額に適用される消費税・地方消費税にかかる税率の変更を含む。

３　税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令変更は本事業に直接影響を与える法令変更に含まれないものとする。